

「この本、よかった！」(125) 『コンビニ人間』 文 村田沙耶香 (文春文庫)



皆さんにもおすすめしたい「くまどく本」、今回は、熊野東中学校からです。

西本 健正 (3年)

普通になりたいと思ひ悩む三十代女性の小説です。普通って何なのかなと自分に問いかけたくなってきて自分が築いた普通の常識がひっくり返る感じがしました。オススメの一冊です。

西本 由紀 (母)

普通とは何かを考える。この本を読むと、世間に沿って生きていけない人たちに対してどう接すべきか。普通を考える事で、少しでも生きやすい世の中になるのはいいなと思いました。

(教育総務課社会教育グループ)

令和5年度人権の花運動

11月30日(木)、12月1日(金)の2日間、町内小学校4校の2年生を対象に、人権教室および人権の花贈呈式を実施しました。協力して球根を育てることで、生命の尊さを実感することを目的としています。自分と他人の「違い」を認め受け入れ、お互いを思いやり、人権を尊重し合うことが大切です。(生活環境課)



▲第一小学校



▲第二小学校



▲第三小学校



▲第四小学校

くまSUN和く・湧くファミリーデー

熊野第三小学校

11月18日(土)に、保護者や地域のみなさんとのふれあいを楽しむことを目的に、初めての試み「くまSUN和く・湧くファミリーデー」(学習発表参観日)を行いました。

第1部は、全校で合奏や合唱を発表しました。3～6年生の器楽合奏に合わせて、6年生が考えた歌詞「最強無敵のくまSUNファミリー」を1・2年生が元気よく歌いました。「世界が一つになるまで」の全校合唱では、美しい歌声を響かせました。

第2部では、各学級や学年で準備したブースを縦割り班で回るスタンプラリーを行いました。学校運営協議会委員さんやPTA役員さんがブースを開かれたり、保護者のみなさんがたくさんブースを回ってくださったりして、子どもたちは楽しいふれあいの時間を過ごすことができました。

ぜひみなさんも子どもたちとのふれあいの時間を楽しみに、CSルーム開放週間に第三小にお越しください。



▲楽しくふれあうことができました

(教育総務課)

4年ぶりの対面文化祭

熊野中学校

第59回文化祭が4年ぶりに対面式で行われました。本校は今年度、「表現力」の育成に取り組んでいます。文化祭では、ことばによる表現だけでなく、各クラスの合唱や部活動を通して描かれたり創られたりした作品や楽器の演奏など、さまざまな形での表現がありました。3年生にとっては中学校生活最初で最後の合唱祭でしたが、見事な歌声で聴く人々に感動を与えてくれました。最後に、「組曲 筆の都くまのセレクション」が披露されました。30分以上にわたる演技の最後、中央には「第21代組曲披露 Shining 煌めく未来へ駆け抜けろ」、そして、両端には三つの文字、「郷」、「想」、「愛」が掲げられ、ふるさと熊野を想い、愛するという力強いメッセージが掲げられました。

また、PTA役員のみなさんが食品バザーを行い、うどんやおにぎり、パン、飲み物の販売を通して文化祭を盛り上げられました。



▲力強いメッセージでみる人に感動を与えてくれました

(教育総務課)

芸術の秋

熊野高等学校

この地に (332)

今年秋が短く、すぐ冬が来た印象でしたが、秋と言えば「芸術の秋」。しかし秋にいきなり実るわけではありません。春から、いやその前の冬から地道な努力を積み重ねてこそ「実りの秋」です。熊高でも日々の成果が大きく実りました。書道部生徒が令和5年度広島県高等学校総合文化祭書道展で最優秀賞に選ばれました。美術部は広島県高等学校総合文化祭デザインコンクール、絵画彫刻コンクールにて、彫刻で大賞をはじめPTA連合会会長賞、平和デザイン賞の個人特別賞に加え、両コンクールで学校賞をいただきました。書道展最優秀賞、美術平和デザイン賞の生徒は作品を携えて令和6年度開催の全国高等学校総合文化祭岐阜大会に参加します。また音楽部は11月20日(月)に本校生徒に向けて昼休憩に中庭コンサートを行いました。秋晴れの空の下、全校生徒は校内に響き渡る素晴らしい生演奏を満喫しました。



▲「芸術の秋」を全校生徒で感じることができました

☎熊野高等学校 ☎854-4155

人権とわたし

障害者の人権

障害のある人が日常生活や社会生活を営むうえで、いまだにさまざまな障壁があります。また、障害のある人に対する誤った認識や偏見から生じる差別も存在していることから、一人ひとりが障害に対する理解を深め、障害のある人が社会を構成する一員として尊重される社会づくりが必要です。

○障害について理解し配慮しましょう

障害は多種多様で、同じ障害でも一律ではありません。外見ではわからない障害もあり、理解されず苦しんでいる人もいます。障害があるからと決めつけず、それぞれの個性や能力が生かせることを一緒に考えましょう。困っていきそうな場面を見かけたら、一声かけて自分でできるサポートをしましょう。

○障害者虐待などの防止について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」では、虐待の定義が明確にされ、発見者に対する通報義務や、町の立入調査権限などが規定されています。介助に悩んだときは相談し、虐待を受けていると思われる障害者を発見した場合は、広島県障害者権利擁護センター(☎569-5151)または町障害者虐待防止センター(☎820-5635)に連絡してください。

【障害者虐待の例】

身体的虐待(殴る、蹴る、無理やり飲食物を口に入れる、不適切な身体拘束)、性的虐待(性的行為の強要、裸にする、わいせつな言葉を発する)、心理的虐待(侮辱する、怒鳴る、無視する)、放棄・放還(食事や水分を十分に与えない、排せつ介助をしない、医療機関を受診させない)、経済的虐待(年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産を処分する)

出典：広島県(「気づき」から「きずな」へ) 令和4年2月発行

(生活環境課)